

洲本市内での

小児科医院・産婦人科医院の運営



を支援します！

【新設小児科等医療機関運営支援事業補助金のご案内】

洲本市内には、小児科と産婦人科の医療機関が少ないことから、医療施設の整備が必要となっています。安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、市内に小児科・産婦人科医院を開設しようとする医師または医療法人に対し、運営等に要する費用の一部を助成します。

運営にかかる補助対象経費の2分の1

最大 2,000 万円

支援します！

【対象要件】 以下の要件すべてに該当する医師又は医療法人

- ①市内の小児科又は産婦人科医院を開設し、継続して10年以上医療を実施すること
- ②小児科又は産婦人科の臨床経験を5年以上有すること
- ③一般社団法人洲本市医師会に加入すること
- ④市の保健・医療・福祉に関する取り組みと有機的な連携を図り、積極的に協力すること
- ⑤他の補助金等の交付を受けておらず、今後も受けないこと
- ⑥市税等の滞納者でないこと

【補助金額】 ①②を合算して申請することができる ※小児科2件・産婦人科2件を目標に支援します

補助区分	補助対象経費	補助金額
①医療機器・備品購入費	小児科又は産婦人科医療の業務に必要な医療機器及び備品購入費、付帯工事費、機器リース代	①左記の経費を合算した額の1/2以内 かつ年間500万円上限 ※消費税・地方消費税額を除く ②年度当り500万円上限
②看護職の 人件費	看護職員（看護師、准看護師、助産師）の人件費 ※賃金・時間外手当・通勤手当・賞与	◆①②合計することも可、開設日から4年間、最大2,000万円

【申請から交付までの流れ】

- ①事業計画(報告)書等の提出
- ②洲本市小児科等医療機関運営支援事業審査会等による資格審査・事業内容等の審査
- ③交付決定通知
- ④医院開設後、補助金実績報告書類を提出
- ⑤補助金の額の決定
- ⑥補助金交付

【申請方法】 上記の開設計画(報告)書に、必要書類を添えて申請してください。

[必要書類] **Aの場合** ※法人の場合は別途書類の提出が必要です

- ①申請者の医師免許証の写し
- ②臨床研修等終了登録証の写し
- ③申請者の履歴書
- ④備品購入費に係る契約書案の写し及び見積書の写し
- ⑤誓約書
- ⑥市歳入金情報に関する同意書
- ⑦その他市長が必要と認める書類

Bの場合 ※Aの場合と同様に①②③⑤⑥の提出が必要です

- ⑧看護職員の労働基準法に規定する名簿の写し
- ⑨看護職員の労働条件通知書の写し
- ⑩看護職員の保健師助産師看護師法に規定する免許証の写し
- ⑪その他市町が必要と認める書類

～ 安心して子どもを産み育てられるまちに“もっと住もっと” ～

- ◆子ども医療費制度が充実!
- ◆出産・子育てにかかる給付金制度が充実!
- ◆子育てをサポートしてくれる相談機関が充実!
- ◆妊娠前から産前・産後サポートや産後ケアも充実!
- ◆自然豊か空気もきれい!のんびり自分のペースで子育てできる!
- ◆農産物や海産物も豊かで美味しい!食育には持って来い!



【洲本市と島内2市の出生数の推移】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年
洲本市	313	295	228	268	228	206
南あわじ市	352	316	295	247	281	211
淡路市	283	268	211	234	212	201

《問合せ先》

洲本市役所 健康福祉部健康増進課(こども家庭センター:R6年4月~予定) TEL:0799-22-3337